

もりぐち児童クラブ入会児童室 民間委託によるサービス拡充プラン

本プランは、平成29年8月に公表した「もりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン(案)」について、その後の保護者説明会、パブリックコメント等を通じて幅広く市民・保護者のご意見をお聞きしつつ、市として検討を深めた結果、改めて取りまとめたプランです。

平成29年11月
守口市

もりぐち児童クラブ入会児童室民間委託によるサービス拡充プラン

1. はじめに

本市が運営する放課後児童クラブ事業は、昭和 41 年度に発足した留守家庭児童会を源流としています。その後、平成 18 年度には、もりぐち児童クラブ事業として、平成 7 年度に発足したわいわい活動育成事業と一元化を図りました。さらに、翌年には国による「放課後子どもプラン」の推進を受け、放課後児童クラブ事業として小学校 1 年生から 3 年生までを対象とする入会児童室と、放課後子ども教室推進事業として小学校 1 年生から 6 年生までを対象とする登録児童室の 2 つの事業を有する総合的放課後対策事業として再構築し、今日まで運営を続けてきました。

現在の運営体制となり、10 年あまりが経過しておりますが、この間、保護者や子ども達を取り巻く社会経済情勢が大きく変化するなか、保護者が入会児童室に求めるニーズも多様化・高度化し、本市として限られた財源の下、できる限り利用者負担を抑えつつ、どのように事業の充実を図るかを種々検討してきました。

そうした中、本事業に保護者が求めるニーズについて調査し、今後の施策の展開に活かすため、本年 4 月、市内小学生の保護者全員を対象にアンケート調査を実施し、その結果を 7 月に公表させていただきました。

アンケートの結果では、現に入会児童室をご利用されている保護者では、「開設時間の延長」の希望が最も多い意見でした。開設時間については、過去、平成 21 年度に延長（基本開設の終了時間を 17 時から 18 時に延長など）しましたが、現在では大阪府内だけではなく、全国で比較しても本市の開設時間は短く、開設時間の延長が喫緊かつ最大の課題であることが浮かび上がりました。

また、近年は入会児童数が増加傾向にあります。これに対応するパートナーの確保も社会経済情勢の影響を受け、困難な状況になりつつあります。

これらの課題を踏まえ、入会児童室事業のサービス拡充を図るとともに、管理運営業務の効率化を図るには、現在の公設公営での運営よりも、民間事業者による公設民営での運営の方が、よりよく事業を運営できるとの判断に至り、以下のとおり本市入会児童室事業の民間委託とそれによるサービス拡充を実施しようとするものです。

なお、プラン（案）公表後は、保護者説明会の開催やパブリックコメントの実施により、多くの市民・保護者の皆様のご意見・ご提案を拝聴しました。この度のプランは、それらも踏まえ、加筆・修正、補充等を行ったものです。

2. 市の責任

今後、民間事業者に入会児童室の運営委託を進めてまいりたいと考えていますが、公設民営での運営形態であることから、従来どおり入会児童室の実施（責任）者は守口市です。民間事業者に任せきりにはなりません。ましてや民間事業者が独断で市が

義務を課している委託業務内容を変更したりすることは認めません。

今後も適正な運営がなされるよう市が責任を負うとともに、改善すべき事象が生じた場合は、民間事業者と協議の上、改善・指導を行います。

また、児童の入退会の申請受付、決定にかかる事務及び利用者負担金の賦課及び徴収等については、従来どおり市が責任を持って実施します。

3. 民間委託による効果

- (1) 民間のノウハウを活用した人員体制と人員確保により、開設時間を延長しても機動的かつ安定的な運営が可能。
- (2) 直営から民間委託に切り替えることで入会児童室の管理運営業務（人員確保・配置、出退勤管理、給与支払等）の縮減による効率化が可能。
- (3) 民間事業者が有する放課後児童クラブの運営ノウハウを活用し、日々の運営やイベント行事の充実を図ることが可能。
- (4) 民間事業者ならではの弾力的な運営により、将来の保護者の皆様のニーズ変化にも素早く対応することが可能。

4. 実施時期

今後、関係議案を議会にご議決頂ければ、平成 31 年 4 月 1 日から全入会児童室で実施する予定です。

5. 委託の範囲

全入会児童室（長期休業期間中の高学年障がい児受け入れ事業を含む）を公募型プロポーザルによる審査により、市内全入会児童室でのサービス水準の確保などの観点から所定の条件を満たした民間事業者に一括して委託することを予定しています。

実施場所は、現行どおり小学校・学園内にある現在の入会児童室施設を使用して、民間事業者が入会児童室の運営を行います。現在との大きな変更点は、日々の運営を市が任用する指導パートナー等（非常勤職員及び臨時職員）が行なうのではなく、民間事業者が雇用する指導パートナー等が担当する点です。

なお、児童の入退会にかかる事務及び利用者負担金の賦課及び徴収等は、減免手続きを含め、引き続き市で責任を持って対応します。

6. 人員体制

本市では、守口市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 8 条及び第 9 条に基づき、人員を配置させることを基本としています。民間委託後も、指導パートナー等の配置水準を変更する予定はありません。

具体的には、現在と同じく、1 入会児童室あたり 2 名の指導パートナーを配置する

とともに、児童数に応じた加配パートナー及び支援を要する児童の支援を目的とした加配パートナーを引き続き配置するなど、現在と同様の人員の配置とします。指導パートナーは、現行と同じく国が定め、本市が条例で規定している放課後児童支援員（経過措置の者を含む）であることを条件とします。

また、指導パートナー等の氏名や保有資格等の属性情報を届けさせ、人員体制の質と量を確認します。採用・異動・退職等により変更があった際にも同様に届けさせます。

なお、保護者等が本市が委託している民間事業者の指導パートナー等であることがわかるよう名札の着用等を求めます。また、児童やご家庭の個人情報保護と職務上知り得た情報の取り扱いについては、契約時に守秘義務規定を設け、法令遵守がなされるよう事業者に求めます。

7. 開設日

開設日は、日曜日、祝日及び年末年始を除く月曜日から土曜日までとし、今までと変更はありません。

8. 開設時間

開設時間は、保護者の皆様にご協力いただきましたアンケート調査の結果等を踏まえ、すべての開設日において 午後7時まで 開設するとともに、土曜日及び長期休業日等においても 午前8時から 開設することにより、サービス拡充を図ります。

【現状】

	開始時間	終了時間
平日	放課後	18時
土曜日	9時	17時
長期休業日等	8時30分	18時

開設時間

 延長

【平成31年4月以降】

	開始時間	終了時間
平日	放課後	19時
土曜日	8時	19時
長期休業日等	8時	19時

9. 利用者負担金

開設時間の延長により、現在よりも入会児童室にかかる事業費の増加（コスト増）が見込まれますが、直営を民間委託に切り替えることで可能な限り管理運営業務にかかるコストを抑えた上で、それによって生じる効果額相当を利用者負担金抑制に反映することにより、利用者負担金を現行水準並に抑制します。

具体的な利用者負担金額は、もりぐち児童クラブ事業利用者負担金徴収条例に金額を規定していますので、民間委託が正式決定の後、早期に額についての考え方をお示しし、その後、市議会定例会に利用者負担金にかかる改正条例の議案を提出し、ご議決をいただき、決定します。その際に、利用者だけではなく広範な市民の市税投入へ

のコンセンサスと原価計算等の上で、上記のとおり民間委託の効果額を織り込み、利用者負担金を設定します。

なお、減額・免除制度については、現在と同様の形で実施予定です。

10. 委託実現に向けてのスケジュール

本プランについて、改めて保護者説明会を実施した上で、今年中の市議会定例会を念頭に、まず、委託事業者の選定委員会の設置にかかる条例の議案を提出する予定です。ご議決を頂ければ平成30年度の早い時期に、委託先の選定を行います。委託事業者が決定された後は、できる限り早い段階で契約を締結し、保護者の皆様の安心の確保と円滑な引継ぎ、行事等の取り組みの継続などの調整に時間を割きます。その後、契約した民間事業者との協議の上、順次、事務事業の引継ぎを実施してまいります。

また、委託事業者決定後は、市及び民間事業者両者による保護者への説明会を改めて開催し、保護者の皆様に事業者の紹介、移行内容・スケジュールなどを丁寧にご説明してまいります。

11. 委託事業者の選定基準及び選定方法

認定こども園（保育園、幼稚園を含む）、ないし放課後児童クラブ等の運営実績（業務委託、指定管理者を含む）のある民間事業者の中から選定します。「民間事業者」と総称していますが、営利・非営利問わず、企業、社会福祉法人、学校法人、その他公益法人、NPO法人も広く対象です。選定方法については、「公募型プロポーザル方式」によるものとします。応募の民間事業者が提案する事業内容を外部委員を交えた選定委員会を通じて厳正に審査することで、質が高く、お子様及び保護者の多様なニーズに対応する優れた内容の提案を行なった民間事業者を公正に選考の上、契約します。競争入札方式とは異なり、委託料の多寡だけが選定の絶対的な判定要因とはなりません。

事業者の選定にあたり、選定委員会委員には、福祉や子育ての分野に精通した有識者や法律・会計・経営の専門家に加え、市民委員の参加も検討します。こうした構成委員を念頭に選定委員会設置条例を市議会に提案し、ご議決の上は、同条例に基づき設置します。選定委員会では、専門的見地や市民・利用者の観点等から公正かつ公平な審査のもとに、最も高い評価（評点）を得た事業者を選んでもいただきます。審査は、外部の専門家を交えた選定委員会で行っていただきますが、選定基準は市が本プランで約束した事項を責任を持って履行する視点から市が策定します。策定した選定基準における評価項目及びそれぞれへの配点は公募に先立ちすべて広く公表します。

なお、指導パートナー等が一斉に変わることへの不安の声が多くありました。それを解消するため、民間事業者が現指導パートナー等を引き続き雇用するか否かを、事業者選考の選定基準における大切な条件として位置付けたいと考えています。

12. 委託期間

通常の委託契約では委託期間は1年間が原則ですが、本事業の内容を鑑み、毎年度、委託事業者が変わることは、子どもたちへの影響や指導員の確保の観点から好ましくないと考えています。ついては、定期的に実地検査や収支報告書等の監査を行うことによる、契約内容どおりの保育が実施されていることを前提条件に、5年間は継続して同じ契約事業者に委託予定です。なお、5年経過後の次期事業者の公募の際には、当該契約事業者も公募の対象となります。もちろん、その間に不適切な事業運営が万一、行われた場合は、直ちに是正指導するとともに、場合によっては複数年契約を解除し、事業の適正運営を図ります。

13. 委託先への引継ぎ

契約締結から平成31年3月末までの間、市と民間事業者において、新年度の事業運営に係る準備と引継ぎを行ってまいります。引継内容は、事業運営全般に加え、各入会児童室における個々の状況を伝達してまいります。また、引継ぎ保育として、民間事業者の指導パートナーが委託開始前に日々の入会児童室運営に携わり、現行の保育の状況を体験的に理解できるものとしします。なお、委託期間満了に伴う委託事業者と次期委託事業者との引継ぎについても、委託事業者に義務付けます。

14. 保護者及び保護者会との連携

日々の保護者との連絡帳でのやり取りや、保護者との連携を図る懇談会については従来どおり実施する予定です。また、保護者会の組織及び活動は各入会児童室において、各保護者が任意に自主的判断の下、参加されているものですが、その連携については民間委託後も引き続き活動できるようできる限りの協力を求めます。

なお、本市の放課後児童クラブの歴史を鑑み、年間の主要な保護者会行事やその開催状況をあらかじめ民間事業者へ情報提供します。

15. 保護者の皆様からの要望等

現在と同様に、お子様や入会児童室の運営に関わる個別の事案については、指導パートナーなど民間事業者にご相談いただきます。一方で、事業そのものに関わる事案については、市が連携して対応します。

加えて、民間事業者から、定期的に、市に対しこれらの要望や苦情とその対応状況の報告を求めるとともに、保護者を対象に入会児童室の利用に関するアンケート調査等も定期的実施し、保護者のご要望等を把握します。

16. 委託業務開始後の業務履行確認

法人の経営状況については年1回、運営状況については月1回の書面審査を実施す

るとともに、適宜、ヒアリングを行います。市職員が定期的に随時に巡回視察するとともに、チェックシートに基づく実地調査を織り交ぜながら、適切な運営が行われているのかを確認し、その確認内容等を公表します。

さらに、市が必要と判断したときは業務や経理の状況に関し報告を求め、場合によっては改善指示を行なう等、保育の質が低下しないように注視します。

今後のもりぐち児童クラブ入会児童室の運営及びそのあり方に格別のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。